

議案第11号

北九州市教職員身体検査審議会委員の委嘱について

北九州市教職員身体検査審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成26年7月11日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣迫 裕俊

提案理由 北九州市教職員身体検査審議会規則（昭和40年4月16日教育委員会規則第3号）第3条及び第4条の規定に基づき、委嘱している委員に欠員が生じたことに伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、この案を提出する。

北九州市教職員身体検査審議会委員 新旧名簿（案）

構成	新 (任期：H25. 5. 13～H27. 5. 12)				旧 (任期： H25. 5. 13～H27. 5. 12)			
	役職等	ふりがな氏名	科別	備考	役職等	ふりがな氏名	科別	
学識経験者	産業医科大学教授	なかむら じゅん 中村 純	精神科		産業医科大学教授	なかむら じゅん 中村 純	精神科	
	東筑紫短期大学保育学科准教授	えぐち ひろこ 江口 弘子			東筑紫短期大学保育学科准教授	えぐち ひろこ 江口 弘子		
	ありどめ内科クリニック院長	ありどめ ひでやす 有留 秀泰	内科		ありどめ内科クリニック院長	ありどめ ひでやす 有留 秀泰	内科	
	久能医院院長	くのう としあき 久能 俊昭	外科・胃腸科	新任	井手消化器・呼吸器外科院長	いで せいいちろう 井手 誠一郎	消化器・呼吸器外科	
	ますち内科クリニック院長	ますち くみこ 益地 久美子	内科		ますち内科クリニック院長	ますち くみこ 益地 久美子	内科	
	折尾病院院長	はらが けんすけ 原賀 憲亮	精神科		折尾病院院長	はらが けんすけ 原賀 憲亮	精神科	
	産業医科大学	かつき あすか 香月 あすか	精神科		産業医科大学	かつき あすか 香月 あすか	精神科	
	鈴木眼科非常勤医師	やなせ みほ 柳瀬 美保	眼科		鈴木眼科非常勤医師	やなせ みほ 柳瀬 美保	眼科	
市職員	保健福祉局医務薬務課長	たなか たかのぶ 田中 隆信	公衆衛生		保健福祉局医務薬務課長	たなか たかのぶ 田中 隆信	公衆衛生	
	八幡病院	しらいし やすこ 白石 康子	精神科		八幡病院	しらいし やすこ 白石 康子	精神科	

新委員女性参画率：10人中5人(50.0%)

旧委員女性参画率：10人中5人(50.0%)

※ 久能委員の任期は、就任日からH27. 5. 12まで。

○北九州市教職員身体検査審議会規則

昭和40年4月16日

教委規則第3号

改正 昭和43年6月1日教委規則第21号

昭和45年5月1日教委規則第14号

平成17年3月31日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定にもとづき、北九州市教職員身体検査審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織および委員ならびにその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、北九州市立学校教職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議し、答申する。

(平17教委規則5・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員

(平17教委規則5・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1名を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長および副会長の任期は、1年とする。ただし、再選することができる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議決は、出席委員の全員一致によらなければならない。

(関係職員等の出席)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、関係職員または議事に関係のある者の出席を求め、その意見または説明をきくことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会学務部教職員課において処理する。

(昭43教委規則21・昭45教委規則14・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

付 則(昭和43年6月1日教委規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年5月1日教委規則第14号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日教委規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。